

		第	号
令和	年	月	日
殿			
		税務署	
		財務事務官	印
酒 類			
		処分	
酒 母		禁 止 通 知 書	
		移動	
もろみ			
酒税法第 50 条の 2 第 3 項			
検査のため必要であるから		の規定により、	番 の
		国税通則法第 74 条の 4 第 5 項	
酒 類	酒 類	処分	
あなた(貴社)の酒 母製造場にある下記の酒 母を別に通知するまでの間		することを禁止します。	
もろみ	もろみ	移動	
記			

記載要領
不服申立て等についての教示文を添付する。